

○武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金交付要綱

令和6年4月1日

訓令（乙）第61号

（目的）

第1条 この要綱は、がん治療等に伴う外見の変化をカバーするためにウィッグ等のアピアランスケア用品を購入し、又はレンタルした者に対し武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、がん患者等の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的とする。

（一部改正〔令和7年訓令（乙）122号〕）

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の規定による申請の日において武蔵村山市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) がん治療等に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加等に支障があり、又は支障が出るおそれがあり、アピアランスケア用品を必要としていること。
- (3) 他の法令等によるこの要綱による助成と同種の助成の対象となっていないこと。

（一部改正〔令和7年訓令（乙）122号〕）

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるアピアランスケア用品の購入及びレンタルに係る経費とする。ただし、治療若しくは施術に係る経費及び医薬品、メイク用品又は装着用若しくはメンテナンス用の消耗品（第2号に掲げる胸部補整具と合わせて購入する当該胸部補整具の着脱に必要な接着剤及び剥離剤を除く。）の購入に係る経費は、助成対象経費としない。

- (1) 医療用ウィッグ（装着用ネット、毛付き帽子等を含む。）
- (2) 補整下着、シリコンパッド等の胸部補整具
- (3) 人工乳房、義眼等のエピテーゼ
- (4) 着圧30mmHg（医師の特別の指示があるときは、20mmHg）以上の弾性着衣
- (5) 頭皮冷却用キャップ及び冷却用グローブ・ソックス
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（一部改正〔令和7年訓令（乙）122号〕）

(助成金の交付額等)

第4条 助成金の交付額は、1回の申請につき、助成対象経費の実支出額と50,000円とを比較していずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の交付は、2回を限度とする。

(一部改正〔令和7年訓令(乙)67号〕)

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アピアランスケア用品を購入し、又はレンタルを開始した日の翌日から起算して1年以内に武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) がん治療等を受けたことがあり、又は現に受けていることを証する書類（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等）の写し
- (2) アピアランスケア用品を購入し、又はレンタルを開始した日付及び実支出額が分かる領収書等の原本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔令和7年訓令(乙)122号〕)

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定したときは、武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(全部改正〔令和7年訓令(乙)67号〕)

(助成決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令（乙）第67号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に購入し、又はレンタルを開始した補整具について適用し、同日前に購入し、又はレンタルを開始した補整具については、なお、従前の例による。

附 則（令和7年6月2日訓令（乙）第122号）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和7年6月2日から施行し、この要綱による改正後の武蔵村山市がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新要綱の規定は、令和7年4月1日以後に購入し、又はレンタルを開始した新要綱第3条に規定するアピアランスケア用品について適用し、同日前に購入し、又はレンタルを開始したこの要綱による改正前の武蔵村山市がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱第3条に規定する補整具に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

第1号様式（第5条関係）

（表）

武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金交付申請書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、住民基本台帳の閲覧、関係機関への照会及び診療明細を閲覧することについて、同意します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 武蔵村山市 電話番号 ( )		
対象者（児）	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 武蔵村山市 電話番号 ( )		
がんの治療等の状況	医療機関名	疾病名	治療方法	
			手術 放射線 薬剤 その他 ( )	
購入（レンタル）したアピアランスケア用品	種別 <small>おげねのりてんんでください</small>	購入（レンタル）年月日	購入（レンタル）額	合計金額（ア）
	医療用ウィッグ 胸部補整具	年 月 日	円	円
	その他 ( )			
申請金額の算定	購入（レンタル）合計金額（ア）	補助上限額（イ）	（ア）と（イ）のいずれか低い額 補助金申請額（100円未満切捨て） （ウ）	
	円	50,000円	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> がん治療等を受けている（受けた）ことを証明する書類 ①診療明細書 ②その他（ ） <input type="checkbox"/> 領収書等の原本			
同種の助成の有無 <small>おげねのりてんんでください</small>	有 ・ 無			

（裏面も御記入ください。）

（日本産業規格A列4番）

(裏)

本助成の申請回数	初回 ・ 2回目				
振込先	金融機関	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店・出張所	普通 当座	
	口座番号	金融機関コード	店番号		
	口座名義人 ※上記申請者と同じ	(フリガナ) (氏名)			

※ 対象者が未成年者の場合は、親権者が代理申請をすることができます。それ以外の方からの代理申請はできません。

第2号様式(第6条関係)

記 号 番 号

年 月 日

様

武蔵村山市長 山崎 泰大

武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請があった武蔵村山市がん等のアピアランスケア助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付 ・ 不交付（不交付の理由： ）

2 交 付 額 円

3 交 付 回 数 初回 ・ 2 回目

4 振込予定日 年 月 日